

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 損失の危機の管理に対する規程その他の体制

- ①取締役会は、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を目的に、「リスク管理指針」及び各リスクの管理規程等を制定し、リスク全体の統括部署及び各リスクの管理部署、管理方法等を定める。
- ②取締役会は、各リスクの適切な管理・監視等を目的に「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は、リスクの統括・管理部署より報告を受け、必要に応じて改善の指示を行うほか、取締役会から委任を受けたリスク管理に関する事項を審議・決定し、定期的に取り締役会へ報告する。
- ③取締役会は、「危機管理規程」を定め、危機発生時（不慮の災害や障害及び事故等による重大な被害の発生）における迅速かつ円滑な対応に努める。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、個々の役職員が遵守すべきものとして「法令等遵守要領」を定める。
- ②取締役会は、コンプライアンス態勢の適切な管理・監視等を目的に「コンプライアンス委員会」を設置する。「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンス態勢に関するチェック・評価等を行うほか、取締役会から権限の委譲を受けた事項について審議・決定し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やその他の重要事項等を取締役会へ報告する。
- ③取締役会は、各部門に「法令遵守担当者」を配置し、部門毎に「コンプライアンス勉強会」を実施し、各職員のコンプライアンスの意識高揚に努める。
- ④取締役会は、不祥事故、コンプライアンス違反等、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる制度として「ヘルプ

イン」を設置し、未然防止・拡大防止等の速やかな是正措置を講ずる。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、職務分掌、職務権限等に関する規程を策定し、組織的、効率的な業務運営を実践する。また、重要事項等の審議・決定機関として「常務会」を設置する。
- ②取締役会は、中期経営計画や年度計画等を策定し、全役職員の共有する目標を設定する。常務会・経営会議においてその進捗を管理し、必要な経営施策については機動的に策定する。
- ③取締役は、担当業務の執行状況について定期的に取締役会へ報告する。
- ④取締役会は、業務運営を統制する文書の体系と、その制定・改廃及び運用について「規程等管理規則」を定め、効率的な業務運営を遂行する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保全及び管理に関する体制

取締役会は、「文書管理規則」を定め、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理する。

5. 当行ならびに子会社から成る企業集団における業務の適切性を確保するための体制

- ①当行役員が関連会社各社の業務の適切性を監視するとともに、「統合的リスク管理規則」及び「関連会社リスク管理規則」において、関連会社の統括、管理部署を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築する。
- ②関連会社各社は経営計画を策定するとともに、その業務執行状況を定期的に当行経営

陣に対して報告を行い、グループ全体での効率性を確保し、連携態勢を強化していく。

- ③内部監査部門は、関連会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況についての監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、関連会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役室を設置し、監査役(会)の職務を補助すべき専任スタッフを配置する。

7. 監査役の職務遂行を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①専任スタッフは、監査役(会)の監督に服し、当行の業務の執行にかかわる役職については、これを兼務しない。
- ②専任スタッフの人事に関しては、事前に監査役(会)との意見交換を行う等により、監査役(会)へのサポート態勢維持に努める。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役には、取締役会、常務会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の状況やその他重要事項の報告を受ける機会を確保する。
- ②取締役及び使用人は、必要に応じて監査役に対して報告を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①頭取、会計監査人、内部監査部門は監査役と定期的に情報交換を行う等、効率的な監査の実現に寄与するよう努める。
- ②監査役が、必要に応じ外部専門家(弁護士・公認会計士等)に対し意見を聴取する機会を確保するよう努める。

士・公認会計士等)に対し意見を聴取する機会を確保するよう努める。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

企業倫理へ反社会的勢力の排除を明記し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらに対処する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ①企業倫理にて反社会的勢力の排除を明記するほか、コンプライアンス・マニュアルにて、反社会的勢力への対策を策定し、役職員へ周知徹底する。
- ②コンプライアンス・マニュアルでは、Ⅰ.反社会的勢力への対応体制、Ⅱ.具体的な対応要領、Ⅲ.業務妨害への対応、Ⅳ.具体的な違法行為、などを策定している。又、必要に応じて行内関係部署や警察等の外部機関と連携するなど、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取り組んでいく。
- ③反社会的勢力の情報管理に関しては、反社情報管理規則を制定し情報を適切に管理することで、取引防止や疑わしい取引の届出等、必要な管理体制を整備する。

平成18年5月19日制定

平成20年4月28日改訂